

○奈良県警察事務決裁規程の制定について（例規）

（昭和42年4月7日例規第8号）

[沿革] 平成7年12月例規第74号改正

奈良県警察の事務の決裁区分については、奈良県警察事務専決規程（昭和36年9月奈良県警察本部訓令第9号。以下「旧規程」という。）により運用されているのであるが、法令、制度の改正、社会情勢の推移等に伴う事務量の増加と複雑化により、実情にそぐわなくなったため、旧規程を廃止して新たにみだしの規程を制定し、昭和42年4月14日から施行することとしたから、次の諸点に留意のうえ誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

奈良県警察における事務の決裁区分を明らかにして事務の合理化と能率の向上を図り、事務処理の適正を期するものである。

2 旧規程との関係

この規程の制定に伴い、旧規程は廃止したが、主な相違点は、次のとおりである。

- (1) 題名を「決裁規程」に改めた。
- (2) 旧規程に規定されていなかった本部長の決裁を要する事項および警察署長（以下「署長」という。）の決裁を要する事項を規定した。
- (3) 専決事項の内容を整備した。

3 運用上の留意点

- (1) この規程の「専決することができる。」ということは、かならず専決しなければならないという意味ではないから、専決権者において、特に上級者の決裁を受ける必要があると認めるときは、その決裁を受けること。
- (2) 「専決」とは、代理権の行使ということであって、対外的には本部長または署長の名において表示されるものである。したがって、この規程に基づく事務処理は、特に慎重に行なうよう配慮しなければならない。
- (3) 第5条の「重要異例または疑義のある事項」とは、おおむね次のような場合をいう。

ア 許可等の事務で法令の基準に抵触し、もしくは抵触するおそれのあるものおよび不許可の処分をする場合

イ その処分（許可を含む。以下同じ。）により、後日紛争が生じ、または行政争訟が生じるおそれがある場合

ウ その処分が、新聞等の報道機関にとりあげられ、世論の対象となり、またはなる

おそれのあるような場合

- (4) 署長が、所属の職員に事務の専決をさせる場合は、事務の軽重に応じて規定化する等その事務内容を明確にしなければならない。

なお、専決させることができる事務は

ア 定例的な連絡、通知及び通報に関すること。

イ 定型的な注意報告の処理に関すること。

ウ 犯罪事件等の急速手配を要する事務処理に関すること。

エ 警察署から遠距離の位置にある交番及び駐在所勤務員による長大物件等の積載制限の許可に関すること。

等軽易又はやむを得ない事務に限られるものである。

- (5) 第6条ただし書に規定する問題のある場所とは、所有権、使用权等をめぐって争訟が提起され、または紛争が生じるようなところをさし、人とは、社会的に問題を有するような者をいい、通例の場合と異なるとは、前記「人」および「場所」ならびにその対象が常態と異なるときで、例えば、ア異状な長大物件等の許可、イ利害関係等の問題の生ずる露店の道路使用または集会、デモ行進の道路使用の許可等特別の判断、処置を必要とするような場合をさすものである。